

最低賃金の確認

問 令和5年10月1日より愛知県地域別最低賃金が1時間986円から1時間1027円へと41円引き上げ

社員、アルバイトなど雇用形態等に関係なく、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるものです。

最低賃金以上の賃金が支払われているかどうかを確認する際には、月給、日給時給制、出来高払制というような支払われる賃金の計算期間ごとに、それぞれ1時間当たり賃金額を計算し、最低賃金と比較する必要があります。

「質問に答え、おしまし」

られたと聞きました。当社では、基本給を日給、手当を月給で支払っています。最低賃金以上の賃金が支払うことが出来ているかどうかはどのように確認したらよいのでしょうか。

答 地域別最低賃金は、正

働時間
 ②日給の場合
 日給÷1日の所定労働時間

③出来高払制の場合
 出来高払制その他の請負制の場合賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間



数で除した金額です。

また、ここで質問が多く寄せられる内容として「○手当は最低賃金の対象となるのですか？」というものがあります。最低賃金の対象となるのは、毎月支払われる基本的な賃金なので、最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金

から次の賃金を除外したものが対象となります。
 ◎最低賃金の対象とならない賃金は、

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 ⑥精皆勤手当
 ⑦通勤手当
 ⑧家族手当

なお、事業場内の賃金の引き上げに向けて、厚生労働省では「業務改善助成金」という制度を設けてい

ます。この制度は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るためのものです。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成しています。

このほか、厚生労働省「最低賃金に関する特設サイト」では、都道府県、期間、基本給、月平均所定労働時間、月決め賃金額、日額単価の賃金額をそれぞれ入力することで、簡単に最低賃金との比較が出来るページがあり、また「業務改善助成金」の申請手続き等の動画を見ることが出来ますので、活用してみてください。



厚生労働省
 ①最低賃金に関する特設サイト
 ②業務改善助成金ご案内動画

イラスト・木村武司